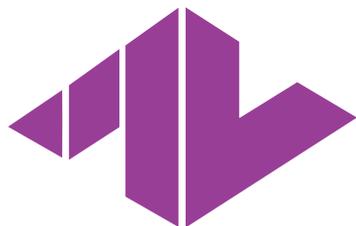


都留

市議会だより



第130号 平成16年2月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail gikai@city.tsuru.yamanashi.jp



第50回都留市成人式（うぐいすホール）

十一月臨時議会会期日程

11月27日 本会議（閉会）

◎議会運営委員長報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎市長上程議案の説明

◎議案審議

（閉会）

十二月定例会会期日程

12月5日 本会議（閉会）

◎諸報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎市長上程議案の説明並びに所信

表明

◎請願の上程

◎議案及び請願の委員会付託

12月11日 本会議

◎一般質問

12月15日 総務常任委員会

社会常任委員会

12月16日 経済建設常任委員会

12月19日 本会議

◎諸報告

◎常任委員長報告

◎議案審議

◎大旅外二恩賜県有財産保護組合

議会議員の選挙

（閉会）

平成十五年 十一月臨時議会

一月臨時会は、十一月二十七日招集され、市長の提出議案として承認一件、条例改正案四件、補正予算案三件が提出され、それぞれ原案どおり承認・可決されました。

平成十五年 十二月定例会

十二月定例会は、十二月五日招集され、会期を十二月十九日までの十五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例改正案二件、平成十五年度補正予算案六件、人事案件一件、その他の案件二件が提出され、それぞれ原案どおり可決・同意されました。

議会関係としては、先の定例会から継続審査となっていた請願一件及び今議会提出の請願三件が上程され、慎重な審査の結果、二件が採択され、二件が継続審査となりました。また、これらの請願による意見書案二件が提出され、それぞれ可決されました。

市長の所信表明



小林義光市長

ご苦労様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、平成十五年十二月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席まことに

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

過日、「第四十三回衆議院議員総選挙」が実施され、政権選択やマニフェスト（政権公約）が争点となり様々な政策議論がなされました。

その結果を踏まえ、今後とも国会において社会保障問題を始めとする、この国のありかたや進むべき道を明らかにするため、活発な議論が展開されることを、期待するものであります。

経済について

さて、我が国経済は、十月に内閣府から公表されました「経済財政白書」によりますと、「二〇〇二年一月に景気の谷を迎え、景気循環上は、景気回復局面に移行し、その後、踊り場的な状況もあったが、現在は循環的要因に加えて、構造改革の成果が芽を出してきていることもあり、景気は持ち直しの向けた動きが見られる」との判断が下されました。

しかし、日本経済は、依然として脆弱な基盤のうえにあり、民需主導の持続的な成長軌道にあるとは言えず、世界経済、特にアメリカ経済の動向や日本経済低迷の最大の要因である過剰債務、不良債権の処理問題などが山積し、と

りわけ地方経済の状況は深刻であります。

また、デフレにつきましても全国消費者物価指数が来年度も九十八年度以降七年連続でマイナス圏内にとどまると予想され、中でも日本経済全体の物価動向を集約して示すGDPデフレーターは九十年代前半から低下し、その低下幅は依然として年率二%程度のみであり、デフレ克服の道筋はいまだ厳しい状況にあります。

このような中、国においては、「民に出来る事は民で」、「地方に出来る事は地方で」の原則の下、地方自治体の自律的な行財政経営が可能となるよう三位一体の改革を確実に具体化し、第一次地方分権改革の際、積み残された、最大の課題である国から地方への税源移譲等による地方自主財源の充実強化を早急に行い、税財政基盤の確立を図るとともに、平成十六年度予算編成においても三位一体改革を踏まえた予算となるよう強く要望するものであります。

来年、本市は市制施行五十周年を迎えますが、この記念すべき年を市民の皆様とともに祝福し、さらなる飛躍と発展につなげるため、自主・自立の分権型地域社会の実現を目標とし、協働の理念の下、

地域の独自性や創造力を発揮した、簡素で効率的な行財政経営に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

この目的達成の一環といたしまして、十月二十九日に「都留市パブリック・コメント制度実施要綱」を施行いたしました。この制度により、市の施策等の意志決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的かつ幅広い参加・参画の機会を促進するため、施策の趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表し、提出された多様な意見、情報、専門的知識などを考慮し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表するなど、市民の皆様との連帯と協働による開かれた市政を推進してまいりたいと考えております。

市町村合併問題について

去る九月二十一日、秋山村において、都留市・西桂町・秋山村・道志村の合併協議会設置の是非を問う住民投票が実施され、即日開票の結果、有効投票総数の過半数が賛成でありましたので、「市町村の合併の特例に関する法律」に

定められておりますとおり、合併協議会設置協議を否決した秋山村議会が可決したものとみなされ、四市町村による合併協議会が設置されることとなりました。

これを受け、四市町村で協議を重ねる中、規約を定め、合併協議会委員につきましては、四市町村の長、議会の議長、職員、学識経験を有する者とし、全体で四十四人の委員で、会長には私、都留市長、副会長には、前田勝弘、西桂町長、井上清、秋山村長、佐藤卓司、道志村長、また、事務所は、会長が属する所として、都留市役所の二階会議室に設置することとなりました。

第一回、都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会は、十一月二十八日に都留市役所において開催され、四市町村による合併協議がスタートいたしました。しかし、住民アンケートの結果、市町村合併に対する反対意見が多い西桂町や上野原町とすでに合併協議会を設置している秋山村など、その動向には不透明な部分も存在しております。

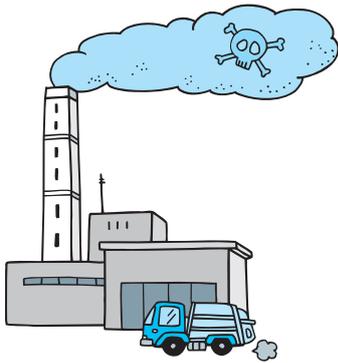
今後は、地方分権時代にふさわしい独自性と自律性の確立した、連帯感あふれる地域社会を実現するための新たな自治システムや組織を十分検討・討議し、市民の皆様

極的にその情報を提供する中、早急に結論を出していきたいと考えております。

ごみ対策について

ダイオキシン対策や循環型社会の構築を目指し、大月市初狩町に建設いたしました新清掃施設「まるたの森クリーンセンター」は、本年四月から本稼働を始め、半年余りが経過したところであります。

この間、施設は順調に稼働しており、焼却炉のダイオキシン類測定調査においても、一号炉〇・〇一五ナノグラム、二号炉〇・〇〇三ナノグラムという結果であり、国の廃棄物処理基準で定める基準値一ナノグラムを大幅に下回り、



安全に稼働している状況であります。

このような中、限りある資源の有効活用を図るため、リサイクルプラザ施設の併設を行い、従来、月に一度実施しておりました資源化物の収集につきましては、市民の皆様への利便性を図るため、祝祭日を含めて隔週で回収するとともに、収集場所につきましても拠点方式から身近なステーション方式に切り替え、より効率的で簡便な収集体制となるよう努めているところであります。

また、新たな収集体制となりました四月の時点では、収集日程等が変わったことから、収集日、分別の方法等、市民の皆様からの問い合わせが数多く寄せられました。現在は、概ね順調に実施されているところであります。

新施設の稼働状況でありましたが、本格稼働を始めた本年四月から十月までの本市におけるごみの排出量は、昨年の同時期と比べ可燃ごみが五千五百七十九トンで二百二十トンの増、不燃ごみは三百二十トンで二百七十九トンの大幅な減少、粗大ごみは四百トんで五トンの減となっております。

再資源化物につきましては、一千二百六十六トンであり、昨

年と比較すると四百四十トンの大幅な増となっている状況であります。

なお、広域事務組合では十月二十日から、適正な分別がなされていない再資源化物等につきましては、収集出来ない理由を知っていただくことと、分別の徹底をお願いを目的とした、違反シール（イエローシール）の貼付を実施しているところであります。

いずれにいたしましても、ごみの減量と分別収集につきましては、市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力が大前提であります。

今後、地域への説明会の開催、広報への掲載、施設見学を受け入れ等を通じ、ごみ減量化や分別収集の徹底に取り組みとともに、来年のふるさとカレンダーを「環境カレンダー」とするなど、なお一層市民の環境保全意識の高揚に努めてまいります。

疾病予防について

昨年十一月以降中国広東省を始め、東南アジアを中心に発症した重症急性呼吸器症候群いわゆるSARSは、コロナウイルスから感染し、風邪の症状から急激に肺炎を併発



することが指摘され、最悪の場合は死に至ることもあり、また、この疾病につきましては、決め手となる治療薬やワクチンが開発されていない状況にあります。

WHO(世界保健機関)の発表によりますと発生からの患者数は、三十二万九千九百二十六人を含み八千四百二十二人となっており、本年七月に終息宣言が出されたところであり、このSARSウイルスは気温が低くなる冬に活発になると言われていることから、この冬再び流行するのではないかと心配されております。

山梨県におきましては、厚生労働省の指導に従い、県内十一医療機関を初期診療(外来)医療機関として指定し、感染の可能性の高い患者に対し、プセルを使用することにより、県内三カ所の第二種感染症指定医療機関に搬送し治療することになっており、先頃、各

保健所、初期診療(外来)医療機関の医師、消防本部職員を中心とした搬送及び消毒訓練を実施するとともに、夜間や休日に対応するための電話相談窓口の開設や、保健所及び初期診察患者の受け入れ医療機関等による「連絡会議」を設置するなど予防対策に取り組んでいるところであります。

本市におけるSARS対策といったしましては、県、都留医師会と緊密な連携を図る中、庁内に「SARS対策連絡会議」を設置し、組織体制の整備を図るとともに、市民に対する積極的な広報活動などを行うことにより、感染防御を中心としたSARS対策を進め、万全を期してまいりたいと考えております。

青少年の健全育成

について

この度の都留第一中学校で起きました、事件につきましては、既に新聞紙上で報道されましたとおり、当該中学校の三年男子生徒七人による、二年男子生徒二人への暴行事件であります。

学校では、日頃から鋭意、暴力行為の未然防止に努め生徒指導を行なって来たところでありますが、このような事

件が起きましたことは、極めて遺憾であります。

今回の事件に際しまして、早速、十一月二十八日に臨時の教育委員会会議を開催し、当該中学校長から事件の事情説明を受け、委員会としての今後の指導方針を確認し、会議終了後、直ちに緊急の市内小中学校校長会を召集し、全学校に對しまして、暴力行為の未然防止及び再発防止に向けて、さらなる生徒指導の対策強化の徹底を図るよう指示したところであります。

また、当該中学校では、二十八日に授業開始前に全校生徒集会を開き、事件の経緯と再びこのようなことが起きないよう生徒に呼びかけを行い、翌二十九日には緊急のPTA総会を開催し、学校長から事件の経過報告を行うとともに、再発防止へ向けての学校の方針を説明し、生徒指導に対する各家庭での一層のご理解とご協力をお願いしたところであります。

今後の生徒指導の対策といえます。十一月月初旬に、校長・教頭及び生徒指導担当教員等で組織された「中学校生徒指導者連絡会」において、市内三中学校間の連絡をより緊密に行い、生徒指導の方針等についての研究を深め、暴力行為等の非行防止

に努めてまいります。

また、新たに、



児童生徒の指導強化を図るため、

「小中学校児童生徒指導者連絡会」を今月開催し、小中学校の連携の強化を進める中で、「非暴力キャンペーン」を実践するとともに、子供たちが、ものごとの善し悪しを自ら判断し、行動に移し、責任をとれる、生きる力を培うための道徳教育や、社会生活上のモラル教育などの推進に、市内全小中学校で取り組んでまいりたいと考えております。

しかし、生徒指導には、学校教育だけでは限界があり、子どもたちが、元気で明るく、たくましく、人の気持ちや痛みが理解できる心豊かな人間に育つためには、学校、家庭、地域社会の連携による環境づくりが必要であります。

このため、既に市内十一小中学校の内、七小中学校に導入致しました「学校評議員」制度の活用を図るとともに、学校、家庭、地域の緊密な連携強化を進め、一丸となって子供たちの健全育成の推進を図ってまいりたいと考えております。

児童生徒の安全確保

について

全国的に児童・生徒が犯罪に巻き込まれる状況が増加している中で、本市及び南都留地区内においても、痴漢や変質者など不審者の出没情報の急増とともに、市内小学校への脅迫電話や児童・生徒宅への「俺々コール」が現実発生しており、これらが事件に発展する可能性が危惧されております。

本市では、各地域の皆様のご協力を得る中、子どもたちが緊急避難できる「子ども一〇番の家」設置等の推進、また、学校においては「学校の不審者侵入時の危機管理の対策」に基づき、学校の安全対策を講じるなど、子どもたちの安全確保を図っているところであります。

さらに、児童・生徒の学校内及び登下校時の安全性を一層向上させ、犯罪の未然防止・早期発見のため、この度、市内小中学校の全児童・生徒に「防犯ブザー」を携帯させることといたしました。

この防犯ブザーを聞きつけた保護者や各地域の皆様には、子どもたちの保護とともに、警察・学校・市役所等関係機関への通報をお願いするもの

であります。

これからも、子どもたちの安全確保のため、学校、家庭、地域社会のさらなる連携の下、社会の宝である子どもたちを見守っていかねければなりません。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、今後とも、子どもたちの安全確保や健全育成にさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

都留市立図書館

について

市立図書館は、昨年十月にリニューアルオープンしたことに併せ、開館時間の延長、予約宅配サービス、ブックスタート事業等、新たな図書サービスの充実を図ってまいりました。

その結果、本年九月末までの一年間の貸出冊数は、十七万七千七百八十二冊と旧施設と比較して一・五四倍に増加し、登録者数も現在まで五千五百人を越えるなど、多くの市民の皆様にご利用されております。また、リニューアルオープンとともに、都留文科大附属図書館との連携につきましても、市立図書館での大学生の登録が一千人を越え、大学図書館での

市民の登録も約二百人となっており、今後も引き続き両図書館の連携を図り、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、ミュージアム都留などの公共施設や小中学校図書館との連携を図り、資料の相互利用や児童生徒の「調べ学習」などにも活用することが出来るようネットワーク化を推進するため、現在、ミュージアム都留において収蔵資料のデータベース化を進めるとともに、本年十一月に各小中学校の図書館担当の教員や教育研修センターの職員による第一回の合同研修会を開催し、連携の方法について協議したところであります。

今後は、各公共施設や図書館を従来の一館独立の状態から、地域連携型の図書館として資源の共有化や共同利用ができる図書館づくりを進めてまいりたいと考えております。



都留市体育協会

について

都留市体育協会は、昭和二十九年に発足して以来、市民の体力の向上とスポーツ文化の高揚を目指して、市体育祭や市民運動会などのスポーツ大会の開催や参加をはじめ、各種の事業に行政と連携する中で積極的な取り組みを行ってまいりました。

現在は、二十四種目の専門部と九つの体育振興会で構成する市内最大の組織として、市内外において広く活躍しております。

このような中、永年の懸案事項でありました法人化が、平成十四年十二月、体育協会内に「法人化のための特別委員会」が設置されたことにより、具体的な検討が進められてまいりました。

この結果、本年度の定期総会において特定非営利活動法人（NPO法人）として自立を果たしていくことが決定され、七月三十一日の設立総会を経て山梨県に申請を行い、十月二十日付けをもって「特定非営利活動法人都留市体育協会」として認証され、去る十二月一日に認証記念式典が盛大に開催されたところであります。



都留文科大学新附属図書館

今後は、市民総合体育館を拠点に、NPO法人として行政との協働により、スポーツ・レクリエーションの普及・振興や競技力の向上、さらには市民の健康・体力の増進に、法人としての利点を生かしながら一層貢献されることを期待するものであります。

都留文科大学

について

本年度、創立五十周年を迎え記念事業として建設を進めてまいりました新図書館は、順調に工事が進行し今月中には、引き渡しを受けることとなっており、本議会に蔵書移転の補正予算案の審議をお願い

いたします。

いたしましたところであります。

また、来年二月十四日には、都留文科大学創立五十周年記念式典に併せ、新図書館の竣工式を行いたいと考えておりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、最近の大学受験の動向であります。先般、大学入試センターが、来春実施のセンター試験出願の速報値を発表し、出願者数は五十八万七千人であったことが報じられますが、過去最高の出願者数を記録した今春に比較して一万五千人、二・六パーセントの減となっております。

これは来春のセンター試験には、短大が初めて参加し、利用学校数は過去最多となる一方で、高校卒業者が少子化のため九二年度の約百八万人をピークに来春は約百二十万三人となることに起因したもので、当面この傾向が続く大学経営の大きな脅威となっております。

なお、本学の受験動向であります。十一月三十日に実施いたしました一般推薦・芸術体育系推薦入試において六百五十二人が受験し、前年に比べますと六十三人の増加となりました。

これは、受験生を取り巻く社会経済状況の変化とともに、

新たに沖縄県に試験会場を設けるなど、様々な取り組みを行った結果と考えており、この結果が一般入学試験の出願者の増加に繋がっていくことを期待するものであります。

今後も、受験生確保に向けた取り組みを強化するとともに、学生の学ぶ意欲に十分応えられる教育・研究内容の充実や施設整備に、教職員、事務職員一体となり、さらなる努力を重ねてまいりたいと考えております。

傍聴してみませんか。

市議会の様子を知りたいはなんといいっても傍聴することが一番です。

なお、三月定例会の一般質問は、

三月八日・九日

に開会予定です。

詳しいことについては

議会事務局

電話 四三一一一一

内線 (三〇〇・三〇一)



議案議決結果

市長提出

11月臨時会

議第13号	専決処分の承認を求める件 (平成15年度山梨県都留市一般会計補正予算(第3号))	11月27日	承認
議第78号	都留市職員給与条例中改正の件	11月27日	可決
議第79号	都留市長等の給与条例中改正の件	11月27日	可決
議第80号	都留市教育委員会教育長の給与及び旅費条例中改正の件	11月27日	可決
議第81号	都留市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件	11月27日	可決
議第82号	平成15年度山梨県都留市一般会計補正予算(第4号)	11月27日	可決
議第83号	平成15年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第1号)	11月27日	可決
議第84号	平成15年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	11月27日	可決

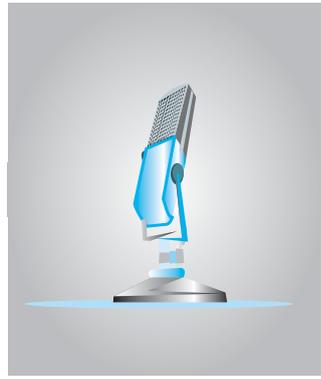
12月定例会

議第85号	都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件	12月19日	可決
議第86号	都留市水道事業給水条例中改正の件	12月19日	可決
議第87号	字の区域の変更の件	12月19日	可決
議第88号	平成15年度山梨県都留市一般会計補正予算(第5号)	12月19日	可決
議第89号	平成15年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第2号)	12月19日	可決
議第90号	平成15年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	可決
議第91号	平成15年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算(第1号)	12月19日	可決
議第92号	平成15年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月19日	可決
議第93号	平成15年度都留市水道事業会計補正予算(第2号)	12月19日	可決
議第94号	訴えの提起の件	12月19日	可決
議第95号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	12月19日	同意

議員提出

議員提出意見書案第10号	犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書	12月19日	可決
議員提出意見書案第11号	新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急 な整備を求める意見書	12月19日	可決

一般質問



十二月十一日の本

会議において、次の
五名の議員が一般質
問を行いました。

小倉康生議員

○都留文科大学の充実と
将来構想について

○都留市立病院の現状と
今後の対応について

○介護保険制度の課題
について

都留文科大学の充 実と将来構想につ いて

問

都留文科大学は創立以来五十周年を迎え、その間、学科増設や、大学院の設置、そして新図書館の完成など施設の充実にも積極的に取り組んでこられました。

また、半世紀に渡り、多くの優秀な人材を、全国に送り

く様に取り組んで頂きたいと思えます。その為には時代に即応した新学部、新学科の設置が必要だと思われれます。当局では新学部、新学科について、企画委員会で検討されている様でございますが、現在の進捗状況と将来構想についてお伺いいたします。

次に公立大学独立行政法人化についてお尋ねいたします。

公立大学独立行政法人化が、平成十六年四月から施行されます。当大学におきましても、的確な対応が必要ではないかと思われれますが、どの様に検討されているのかお伺い致します。

次に都留文科大学の武道館についてお尋ねいたします。

以前の武道館は、山梨県体を機に撤去されました。それ以来、現在に至っておりますが、その後の対策と計画がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

答

大学を取り巻く環境は、議員ご指摘のとおり近年の人類史的ともいえる社会経済状況の変化を背景に、未曾有の厳しい状況にあり、特に、急激に進行している少子社会の到来により、五、六年後には国公私立の志願者数と合格者数が一致する「大学全入」時代を迎えることとなります。

さらには、平成十六年四月よりスタートする国立大学の独立行政法人化の動きも、大

学淘汰の時代の突入に拍車をかけております。

大学存亡の危機が現実のものとなり、経営の悪化した大学の統合・再編や処理・救済も視野に入れなければならぬ時代には、都留文科大学を「競争的環境の中で個性輝く魅力ある大学」として、いかに存続させていくのかが問われております。

まず、時代に即応した新学部、新学科及び定員増についてであります。

大学企画委員会に、専門のプロジェクトチームを設置し、都留文科大学での新学部・新学科及び定員増の可能性、将来性について、あらゆる角度から検討を行い、この中から有望と思われる地域系、環境系、福祉系を中心にさらなる検討を行っており、先般この概要につきまして、学長より報告を受けたところであります。今後は、この地域系、環境系、福祉系の学部・学科について個別具体的な調査研究を進め、構想が固まり次第、最終的な報告が大学より提示されますので、その時点で議会にもご報告し、論議いただきたいと思いますと考えております。

次に、公立大学独立行政法人化についてであります。

来年度から一斉に法人化される国立大学と異なり、全国七十六の公立大学は、法人になるかどうかを自ら選択することとなります。

来年度より公立大学法人としてスタートする、新設の秋田県の国際教養大学が法人化の第一号として注目を集めていますが、この国際教養大学では、講義がすべて英語により行われ、教員の六割が外国人であるほか、予算執行や教員人事を学長などで構成する大学経営会議が担い、教授会は教学に係わる事項に専念するなど独自の取り組みが実施されることとなっております。

また、東京都では都立大など四大学と短大を統合新設する新大学を平成十七年四月から法人化する予定であり、大阪府、兵庫県でも大学の再編・統合計画を進めております。

さらに、横浜市立大学においては、法人化に合わせ全国の大学で初めて、全教員に年俸制と任期制を導入するなど大規模な大学改革が進んでおります。

しかし、多くの公立大学は、法人化後の国立大学の動向などを注視し、法人化の問題点とされる制度、人事、財務などの問題点を検証してから、それぞれの大学のあり方を決定する方向で進んでおります。

現在、本学におきましても、法人化を選択する場合、現行の直営方式を選択する場合など想定し、調査研究を重ねていくところでありますが、今後は、それらの資料を基に活発で開かれた論議を重ねながら



老朽化した柔道場

ら、大学のあるべき方向を決定してまいりたいと考えております。

次に、都留文科大学の武道館についてであります。

大学の武道館は、市民総合体育館建設の際、取り壊されたため、それに変わり大学テニスコートの前に柔道場が建設され主に柔道部の学生の利用に供されるとともに、週一時限、柔道の授業に使われております。

なお、剣道、空手などの体育会活動は、市民総合体育館のサブアリーナを使用しております。

柔道場の老朽化により、武道場の建設要望が学生の中にあることは仄聞いたしておりますが、現在、大学では新図書館を建設中であり、学内での優先順位を定め、それに沿い順次施設整備を進めているところであります。

武道館取り壊しの時点で、計画のありました総合運動公園内への武道館建設は、先の、山梨県公共事業評価委員会の意見書に示された都留市総合運動公園の見直しや、市の財政状況を考えますと非常に厳しいものがあります。今後は、既存施設への併設など効率的で、かつ効果的な手法を精査する中、武道館建設の可能性を検討してまいりたいと考えております。

都留市立病院の現状と今後の対応について

問 市立病院は平成二年から開院いたしましたして十三年が経過しております。その間、関係各位のご理解とご努力によりまして、増科・増床を重ね、現在十二科、百四十床体制に整備拡充し、地域医療を担う中核病院として運営されております。

このような中、充実した市立病院をめざし、市民への医療サービスに取り組んでおられます事に対し、重く評価いたしております。

そこで今後の運営について何点か伺いたします。

都留市立病院の診療受付時間、現在十一時までとなっておりますが、最近聞くところによりまして、内科の午後診療を始めているとの事ですが、どの様な体制で行われている

のかお尋ねいたします。

次に、昨年十月の老人保健制度の改正によりまして七十歳以上の人はかかった費用の一割負担、ある程度の所得のある人は二割負担となりました。

また、今年四月の医療改正により、医療費の個人負担が二割から三割負担となり、このような状況の中、どの程度市立病院へ影響が出ているのか現状についてお聞かせ願いたいと思っております。

さらに、市立病院としての今後の対策についてもお尋ねいたします。

答 医療機関は、たび重なる医療法の改正による診療報酬引き下げなどにより、経営状況が大変厳しくなっております。

医療制度改革に的確に対応し、医療の質の向上、経営の効率化、患者本位のサービスの提供、職員の意識改革などに、総合的かつ迅速に取り組むことが求められています。

このような中、市立病院は開院以来十四年目を迎え、多くの市民の皆様のご理解ご協力をいただきながら、疾病構造の変化や多様化する患者ニーズに対応するため、増科、増床を重ね総合病院としての機能を備えた診療科十二科、病床数百四十床体制に整備拡充し、地域医療の中核病院として概ね順調に経営されているところであります。



ご質問の内科の午後診療ではありませんが、本年七月十七日より火曜日、木曜日の週二回、受付時間を午後一時三十分から三時までとし、診療を行なっております。

なお、皮膚科及び予約患者の午後診療につきましては従前より実施しているところであります。

また、このことについての広報、宣伝活動は、医療法による広告制限があるため、病院内、他公共機関へ掲示するなどの方法で浸透を図っているところであります。

今後は、各検診や人間ドック等で来院された市民の皆様を通して、午後診療の実施を知っていただき、一人でも多くの患者ニーズに答えてまいりたいと考えております。

次に、医療法改正により病院への影響がでているかについてであります。老人保健法及び医療法の改正された四

月から九月までの患者数の累計は、前年と比較し、外来患者は二百十二人の減少で〇・三%の減となりましたが、入院患者につきましては千九百四人で一〇・七%の増となっております。

今後、午後診療、検診及び人間ドック等の一層の充実を始め様々な、創意工夫を重ねる中、全職員一丸となり患者満足度の高いサービスの向上を図るとともに、病院の健全経営に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

介護保険制度の課題について

問 二十一世紀を迎えた現在、我が国の高齢者人口比率は一八%を超え、第一次ベビーブーム世代が高齢者を迎える平成二十七年には、二六%と予測されており国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢者で占めるといふ本格的な高齢社会の到来といわれております。都留市におきましても高齢者人口比率は、現在一九・八%と既に全国の平均を上回っており、今後はさらに高齢化が急ピッチで進んでいくものと推測されます。

高齢者の人口の増加と併せまして、少子化や核家族化、さらに介護者の高齢化等が進み、

高齢者を取巻く環境は大変厳しい状況を迎えており、寝たきりや痴呆等により介護を必要とする方々も増加しています。

また、介護の必要な期間が長期化し、小世帯化の進行により独居老人世帯の増加が見受けられるように思います。

介護保険制度もすでに施行後三年を経過し、本年四月から新たに直された計画に基づいて第二期の介護保険事業がスタートしたところですが、都留市においては、介護保険のより円滑な事業運営を確保するための取り組み課題については、主にごの様なものを考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、介護保険料値上げに伴い在宅サービスの提供体制は確立された状況にあるのでしょうか。

また、施設入所を希望している方に対しては介護の必要度や、ひとり暮らし等の家族状況を考慮した、優先入所基準等を基に、特別養護老人ホーム等への施設入所が、公平に実施されているのでしょうか。

この三点について、お伺いたします。

答 我が国の急激な高齢化の進展に伴って、介護を必要とする高齢者が急速に増大する一方で、介護する人の高齢化や核家族化が進む中、介護を社会全体で支える制度と

して平成十二年にスタートした、介護保険制度は今年で四年目を迎えております。

まず、ご質問の第二期介護保険事業計画における取り組みべき課題についてであります。

本市におきましては、第二期の事業計画を策定するに当たり、「要介護高齢者の自立支援」を基本理念に掲げ、「元気で長生き」「介護予防の重視」「在宅介護支援」「人格の尊重」の四点を柱に、都留市介護保険運営協議会において、審議を重ねてまいりました。その結果、家族介護の負担軽減の一層の推進、要介護者の意思を十分尊重した介護サービスの提供、また、新たに利用限度額を超える場合も安心して介護が受けられる対策等が重要施策として取り上げられ、現在、その実現に向けて各種事業を推進しているところであります。

次に、在宅サービスの提供体制の確立についてであります。第二期事業計画では、目標年度である平成十九年度の在宅サービス利用者数を、平成十三年度実績の二九・四％増、また利用希望の伸びを、訪問介護で二二・九％、通所介護で四二・一％、短期入所で六五・四％とし、大幅な増加を見込んだところでありますが、現在、利用者、利用量ともに事業計画を上回る勢いで増加している状況にあります。

す。このことは、回生荘のオープンにより、付属する通所介護、短期入所サービスの供給量が増加したほか、他の民間サービス事業者によるケアマネージャーやヘルパーの積極的な採用など、着実に介護ニーズを吸収している結果であり、提供体制は確立されているものと考えております。

次に、施設サービス利用の際の優先入所基準についてであります。特別養護老人ホームへの入所につきましては、介護保険制度が始まる以前から、入所待機問題として大きく取り上げられ、介護保険事業計画に基づき県において圏域ごとに目標施設数を掲げ、整備が進められてきたところであり、本市の施設入所につきましても、本年四月より県内全ての特別養護老人ホームに対し「山梨県指定介護老人福祉施設入所指針」の導入が義務付けられたことにより、各施設ごとに市の担当者を含めた入所選考委員会を設置し、介護度や家族の状況などを点数化と、必要度を客観的に判断する中で入所を決定する制度となり、公平性が高められたところであります。

なお、特別養護老人ホーム「回生荘」の本年五月オープンに伴ない、定員六十名のうち半数以上が本市からの入所者となったことにより、市内の優先すべき待機者は解消される結果となっております。

郷田 至議員

○都留市ふれあい全国

俳句大会について

○中央道側道の整備

について

都留市ふれあい全国 俳句大会について

問 変革の時代において、協働型制度作りと政策形成、住民と行政の協働のまちづくり、また、協働型議会への改革等が山積しております。

それらにかんがみ、当市においてはいち早く、協働のまちづくり、男女共同参画事業等に取り組みをしているところでもあります。

この様な事業の他、当市で二つの大きな柱の体育振興会、文化協会の事業はまさしく、住民、行政の協働の事業と思えます。

そのなかで体育関係においては桂高校ラグビー部が県予選大会において優勝し、花園ラグビー場での全国大会出場を決め、また、都留第二中学校野球部は関東大会に於いて優勝しております。

心からその奮闘に対し敬意を表すものです。

文化面に於いては、十一月一日より開催された都留市文化祭で、この事業は山梨県N・O・1の評価を頂いており、今回の入場者数は四千人以上と伺っております。

そこで、平成十六年五月二十九日に行われる都留市ふれあい全国俳句大会の応募句は、何句ぐらいの応募があったのか、また、十六年一月には、市民俳句カルタ大会が実行委員会の手で行なわれます。十七年一月開催される市民俳句カルタ大会を五十周年記念事業に組み入れてはどうか伺います。

答 都留市ふれあい全国俳句大会は、江戸時代の天和三年に松尾芭蕉が本市へ約半年間逗留し、蕉風俳句への開眼を果たした地であると伝えられて、芭蕉の里づくり事業の一環として、全国の俳句愛好家の文化交流の場となることを目的に、市俳句連盟や文化団体と



の協働により実施しているところでありませぬ。

ご質問の、平成十六年五月二十九日に開催される予定の第十一回都留市ふれあい全国俳句大会の応募句は、本年度の第十回大会を記念して新設した俳句ユニバーシアード部門の応募期限が本年十二月末であることから、投句数は確定しておりませぬが、現在のところ四千二十六句であり、昨年を二百句ほど上回っております。

また、俳句連盟の主催による「市民俳句カルタ大会」を市制五十周年記念事業に位置づけては、とのことでありませぬが、幼児から高校生までが参加する俳句カルタ大会となっており、若年層への俳句理解と俳句人口の拡大につながるものと思われませぬので、市制五十周年記念事業の一つとして開催する第十一回都留市ふれあい全国俳句大会の関連イベントとして組み入れられるかどうか、今後、関係者と十分に協議を行ってまいりたいと思っております。

今後、関係団体のご協力をいただき、応募句の拡大を図るとともに、まるごと博物館事業やミュージアム都留の事業など各種事業と連携して、この俳句大会を益々充実した、質の高い「芭蕉の里」都留市にふさわしい工夫を凝らした大会として発展させてまいりたいと思っております。

中央道の側道の整備について

問

東桂から古川渡までの幹線道路は国道一三九号のみであったが、その後、平成六年に市道側道東桂古川渡線が開通して以来、渋滞を避けるため、側道を多くの車が利用している状況であります。

答

中央道側道古川渡東桂線は、東桂から古川渡方面への国道一三九号のバイパス的な機能を持った重要な幹線市道であり、その機能が十分発揮され、朝夕を中心に交通量は大変多くなっております。このため、側溝、横断溝等につきましましては、交通安全対策のため、毎年維持管理を行なっているところであります。

また、道路の狭隘な部分やクランク個所、横断歩道等につきましても順次改修、また、設置を進めており、今後とも、この路線の重要性を十分認識し、整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

杉山 肇 議員

- 環境問題について
- 地上波デジタル放送の対応について
- 教育について

環境問題について

問

一九六二年アメリカのレイチェル・カーソンにより「沈黙の春」という本が出版されました。農薬・殺虫剤などが生物に影響を与え、人類の存続さえも脅かしていることを、科学的なデータに基づいて説明し、世界に環境問題を警告しました。その中に次のような一文があります。

「自然界においては、人類もまた生態系の一生物種に過ぎず、生態系のバランスを破壊すれば、自然界は思いもよらぬ逆襲を試みる。」この「沈黙の春」の警告は、欧米において市民による環境保全運動を巻き起こし、これに誘発される形で行政の環境保全に対する取り組みも始まりました。日本の場合には、ご承知のように水俣病、イタイイタイ病など人間への健康被害が顕著に現れ、ようやくその再発防止という観点から環境行政の取り組みが始まりました。そ

の経験から言えることは、環境行政は後手を踏む事が出来ないという事ではないかと思ふ訳であります。最近では地球温暖化、オゾン層破壊などの地球環境問題、さらには、ダイオキシン、環境ホルモンなどの生態に係る環境問題が大きくなっております。

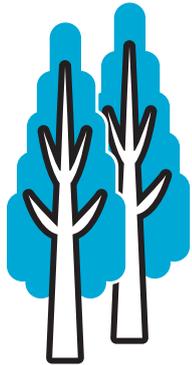
国においても、一九九七年、京都議定書が採択され温室効果ガスを削減する為の地球温暖化対策推進法の制定や、また、PRT法などの化学物質対策、さらには、廃棄物の再利用による循環型社会形成に向けての基本法が制定されるなど、環境負荷をできるだけ軽減するためにいろいろな対策が講じられております。

しかしながら、環境問題というのは、私達にとつてその影響も含め、いちばん身近な問題であるだけでなく、未来の子どもたちが健やかに過ごせる自然環境を残すこと、また、子どもたちにとつて恨まれるような自然破壊はやらないうことだと思ひます。ICLEIという国際環境自治体協議会がありますが、その中の主張に次のような文章があります。「人間の生活が持続可能であるためには、まず、地域が持続可能でなければならぬ。自治体は、環境問題や住民に最も近いところにいるだけに、あらゆるレベルでの行政機関ともども人間と自然に対し責任を持ち、ラ

イフスタイル、生産、消費、空間利用パターンの転換に重要な役割を果たす。自治体は建築、社会、経済、政治、自然、環境面での諸問題に最初に対処する最大の単位であるとともに、それらの問題を全体的かつ持続可能な方法で解決し得る最小の規模である。われわれは、持続可能なライフスタイルを確立し、町を持続なものに設計し、管理する力も知識も創造力もあり、その責務を果たす用意がある。」つまり、わたしたちの都留市という自治体がまず、責任を持ち、その責務を果たすという事だと思ひます。

現在、都留市においても、協働のまちづくりの推進体系の中で、いろいろな環境に対するものが策定されておりますが、環境行政というものは、身近なゴミ問題からエネルギー問題、さらには、子どもの教育にまで及ぶ幅広い分野だということが言えると思ひます。

そこで伺ひたいと思いますが、今年八月に山梨県では、環境方針を新たに発表し、それに



基づき現実的な施策を行って
います。都留市として総合的
な環境に対する基本理念、基
本方針を制定し、それに基づ
いた環境行政全体をカバーす
る体制をつくる必要だと考
え、お考えを聞き致します。
また、現実的な問題として、
環境対策をいろいろやってみ
ても、なかなかうまく行か
ないというの、また、環境問
題を難しくしている一因では
ないかと思えます。そういう
多くの自治体の中で、効果を
あげている自治体もあるわけ
です。

たとえば、持続可能な都市
のための20%クラブという
ものがあります。このクラブ
には、国内で四十一、海外で
二十五の自治体に参加して
おり、環境負荷要因の20%削
減、環境改善に資するもの
20%増加を目標としていま
す。各自自治体がいろいろな
分野で数値目標を掲げ、加入
自治体間の情報交換、また、
人的な協力をし、多くの自
治体が目標を達成しています。
また、もうひとつISO1
4000シリーズの取得も有
効な手段だと思います。

山梨県としても環境方針の
もと、今年度中の取得を目指
していますが、県下では小淵
沢町、旧河口湖町、富士吉田
市の三自治体が取得しており
ます。全国で見ますと、今年
九月現在で三百六十八もの自

治体が取得している状況です。

ISO14000シリーズ
の取得による対外的なイメ
ジもあります。職員の意識改
革を含め、多くの目標をクリ
アしないと取得できないとい
う、まさに現実的な方法だ
と思えます。お考えをお聞き
いたします。いずれにしても、
環境問題はすぐにその効果が
現れるものではないかもしれ
ません。しかし、私たちは、
将来の世代へこのすばらしい
自然を引き継ぐ責務がある
はずで、そういうことを踏ま
え、前向きな答弁をお願い
いたします。

答 地球環境は大気、水、土
壌及び生物などの間を物
質が循環し、生態系が微妙な
均衡を保つことによつてはじ
めて成り立っており、環境は
人類を含むすべての生物存続
の基盤であり、その恵みは現
在世代と将来世代が共有すべ
きものであります。

しかしながら、現在、地球
規模で進行する環境破壊は、
人類全体の生存を脅かす大
きな問題となっております。
また、今日的な環境問題は、
通常の事業活動や市民の日常
生活に起因する環境への負
荷の集積によるところが大き
く、地球は有限であることを
意識し、人間と環境との共存
を理念に、持続可能な循環型
社会を築いていくことが求め
られております。

このような中、本市におき

ましては、従前から環境の保
全を重点課題として位置づけ、
諸施策を展開してまいりまし
たが、さらなる環境の保全・
創造のための施策の充実・実
行を図ることを目的に、平成
十一年四月「都留市環境保全
行動計画」「グリーン・アクシ
ョンつる」を策定いたしました。

その中で、市自らの取り組
み事項として日常業務に際し
ての環境への配慮、施設等の
整備及び維持管理に際しての
環境への配慮、職員の環境保
全意識の向上を設定し、環境
配慮の10%行動、グリーン
購入などに積極的に取り組む
とともに、平成十三年には
「都留市地球温暖化対策実行計
画」を策定し、全庁的な取り
組みとして職員の環境保全意
識の向上を図っているところ
であります。

今後、これらの行動計画の
進捗状況を見極める中で、庁
内体制の整備を図ってまいり
たいと考えております。

次に、ISO14000シ
リーズの取得につきましては、
これまで市庁内において調
査・研究を続けてまいりまし
たが、認証取得費用が高額で
継続的なこと、また、ISO
がすべての組織を対象として
いることから、自治体組織に
はそぐわない面もあり、現在
調査しております全国七十
余の地方自治体で組織された、
環境自治体会議が取り組んで

いる環境自治体スタンダード、
これはLASSIEと呼ばれる
もので、環境配慮や環境政策
に取り組むための仕組みを、
自治体が確立運用し、その取
り組み内容が環境自治体とし
て相応しいかどうかをチェッ
クする基準であり、自治体専
用で費用も安く規模の小さな
自治体でも取り組むことが可
能と思われ、これらも視野に
入れる中で、様々な検討を
してまいりたいと考えて
おります。

地上波デジタル放送 の対応について

問 十二月一日、三大都市圏
において、地上波デジ
タル放送が開始されました。
これは、ニュースなどで大き
く報じられたところであり
ます。

二〇一一年には、五十年間続
いたアナログ放送の歴史に幕
を閉じ、すべてデジタル化さ
れます。デジタル化により、
高画質、高音質、データ通信、
また、双方向によりこれまで
見るだけだったテレビが参加
型になり、さまざまなサービ
スが出来るようになります。

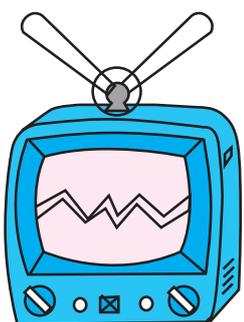
さらに、インターネットや
防災、福祉といった面への利
用も可能になり、一部には、
行政サービスもテレビで行
うことを考えている自治体も
あります。二〇一一年に示され
た、e-JAPAN戦略構想

のもと、五年以内に世界最先
端のIT国家を目指すという
大きな流れの中で、山梨県に
おいても二〇〇六年にはロ
ーカル放送のデジタル化が
スタートし、順次デジタル化が
進んでいきます。

そうした中、都留市では現
在、大小合わせて約二十もの
テレビ組合などがあります。
二〇一一年には、完全にデ
ジタル化される中で、その対
応が出来ているところは、ご
く限られた組合でしかないとい
うのが現状です。

デジタル化に対応するには、
七七〇メガヘルツの専用ケ
ーブルが必要になり、また、
デジタル波の場合アナログ波
と違い、標高の高い、ごく一
部に受信アンテナを設置する
しか、在京の放送を受信でき
なくなる事になります。

このままいきますと、二〇
一一年には、都留市の約四
〇%の世帯がデジタル放送を
利用できなくなる事も予想
されます。私の認識している
範囲では、多くの市民がこの
ままではデジタル放送が利用
できなくなるという具体的な情



報を持っていません。そのときになって、まったくテレビが見られなくなる可能性もあり混乱も予想されます。

今、情報化社会といわれる中でテレビというものが情報媒体としては、大きなウエイトを占めています。そう言う状況の中で、行政として事前に何らかの行動をとるべきだと思いますが、お考えをお聞きたいです。

富士吉田市のCATVの場合同は、いま民間の株式会社という組織ではありませんが、九割以上の世帯をカバーしており、すでに市内全域での七〇メガヘルツ・HFC化工事を完了し、いつでもデジタル化に対応できる体制を取っています。そういう中で、議会放送など地域に密着した公共的な放送を、ほとんどの市民が共有しているわけです。

また、防災についても、何か災害があった場合、消防本部とCATVが直結しており、災害現場の映像を消防本部へ送ったり、さらには市民に向けて放送したり、まさに、テレビというものが市民生活に無くてはならないものになっています。

都留市の場合も、民間の話だからというのではなく、情報の共有は、まさに市長が取り組んでいます協働のまちづくりのベースになるものだと思います。ぜひ、前向きなご答弁をお願いいたします。

答

地上デジタル放送については、去る十二月一日から関東・中京・近畿の三大広域圏において開始されましたが、平成十八年（二〇〇六年）末までには、全国の県庁所在地など主要都市で放送が開始され、その他の地域においてもアナログ放送が終了する平成二十三年（二〇一一年）までには、地上デジタル放送が開始される予定になっております。

地上デジタル放送は、多数のローカル・専門番組の提供のほか、容易な番組情報検索や双方向サービスが実現できるといった特性を有していることや、インターネットの接続サービスに加入していない世帯やパソコン操作に馴染めない高齢者などが、テレビ端末を通じて電子自治体のサービスを簡便なりモニタの操作により享受できるようにするなど、電子自治体を実現する上でも有力なメディアになると考えられています。

このようなことから地上波デジタル化は、国家プロジェクトとして位置づけられており、国が関係機関と連携を取りながら推進しています。住民への一層の周知・広報活動が必要なことから、地域の広報機能を有する自治体も重要な役割を担うこととなります。

今のところ、本地域における地上波デジタル化の具体的なスケジュールに関する情報

はありませんが、国・県等の関係機関と連絡を密にする中で、市民の皆様にも正しい理解が得られるように情報提供に努めてまいりたいと考えております。

教育について

問

新学習指導要領の中、学校週五日制が導入され、子どもたちの土日の過ごし方も多様化されているように思います。野球などのスポーツや地域行事、また、文化活動さらにはボランティアなどさまざまな分野での子どもたちの参加が増えております。

市長説明でもありましたように、心豊かな人間に育つためには、学校、家庭、地域社会の連携による環境づくりが必要であるということにまったく同感であります。そういう意味におきまして、週休二日になったことにより、子どもたちと地域社会が連携する機会が増えたということは、大きな意義があると感じております。

しかしながら、学校の行事の多くが土日に行われるという実態があります。父兄に参加してもらったためという面もありますが、たとえば、野球などスポーツクラブに参加している子どもたちが、土日や、

あるいは、夏休みなど練習に励んできた結果、学校の行事と重なり大会に出られなかつたという声を耳にします。

一方で、地域との連携をうたっておきながら、学校の行事は土日に行われる事に、ある意味おきな矛盾を感じるわけです。地域との連携が必要だということを考えれば、もっと配慮すべきだと思いますが、お考えをお聞かせ願います。

答

学校週五日制は、家庭、地域社会での子どもたちの生活時間を「ゆとり」あるものにし、そこでは子どもたちが望む、より多彩な生活体験、自然体験、文化・スポーツ活動、ボランティア活動などが行えるようになり、子どもたちは、教室だけでは経験できないことを、地域とのふれあいを通して体験することにより、自分で考え行動する自律性や思いやりの心や、道徳心・正義感、さらには健康や体力を身に付けていくことが期待されています。

ご質問の土・日曜日に開催されるスポーツ大会等と、学校行事とが重なり、子どもたちがスポーツ大会等への参加が難しい、とのご指摘であります。学校ではこれまで社会教育行事に子どもたちが参加ができるよう調整を図ってまいりましたが、運動会、学園祭及び授業参観等については、保護者や地域の方が多

数参観しやすい、土・日曜日を利用しておりますので、地域行事との重なりが起きてしまったのではないかと考えられます。

今後は、年度当初に学校年間行事計画を立て、行事日程を関係団体に迅速に情報を提供し、調整を図り極力、大会等との重なりがないよう、努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

谷垣喜一議員

- 教育関係について
- パブリック・コメント制度について
- 歩いて暮らせるまちづくりについて
- 休日窓口業務の開設について
- 支援費制度について

教育関係について

問

先日、山梨県教育委員会では、三十人学級を来年度から小学校一年生に、二〇〇五年度からは小学校二年生まで対象を拡大する「かがやき三〇プラン」（仮称）を発表いたしました。その内容を見ますと三十人学級にするか、

クラスを増やさずに教員加配による「新アクティブクラス」(少人数指導)にするかは、市町村・組合教育委員会の判断で選択できるとありました。

本市といたしましたして、どちらを選択するのか。また、三十人学級を選択した場合、教室の確保は大丈夫なのか。取り組みにあたっての姿勢をお聞かせ下さい。

次に学校評議員制度についてお伺いいたします。

六月度議会においてお伺いいたしました「学校評議員制度が進んでいます。」とのお話しをお聞きしました。現在の進捗状況をお聞かせ下さい。

また、学校を地域で積極的に、しっかりと守っていくとの趣旨で文部科学省において来年度、「地域子ども教室推進事業」(子ども居場所づくり新プラン)が新規にスタートいたします。一年目に七千校、二年目で一万四千校、三年目で全国定着化を図る計画で、十六年度概算要求は、百二十五億円となっております。

- ① 地域子ども教室指導員の派遣
 - ② 子ども居場所づくりコーディネーター等の配置
 - ③ スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業(SSN)
 - ④ 子どもと親の相談員の配置
- 等があります。本市といたしまして、新たな取り組みがあればお聞かせ下さい。

また、これからは、教育現場で奮闘していただいております市内の先生方の交流や、連絡協議会の立ち上げが必要なのではないかと感じました。未来ある子どもたちに「一人の人間を大切に育てる心」を養っていただくためにも、大人が真剣に取り組んでいかなければならないことですので、前向きなご答弁をよろしくお願いたします。

答

山梨県教育委員会は、この度、来年度から公立小学校一年生に導入する三十人学級の推進計画「かがやき三〇プラン(仮称)」を発表いたしました。

この計画では、三十人学級を編成するか、クラスを増やさずに教員加配による少人数指導を実施するか、市町村・組合教育委員会の判断で選択できることとし、また、平成十七年度からは、対象を小学校二年生にまで拡大する方針であるとされております。

少人数教育については、国の「第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(平成十三年から十七年までの五年計画)」に基づき、基本三教科(小学校においては国語・算数・理科 中学校においては英語・数学・理科)で二十人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、教科等の特性に応じて、きめ細かな指導を行う学校の取り組みに対する支援として、教員の加配



措置が講じられ、本市においては、現在、本制度の積極的な導入を図り、少人数授業などを行なう「アクティブクラス」を設け、基礎学力の向上ときめ細かな指導に努めているところであります。

また、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が平成十三年四月に改正され、「学級編成基準の弾力化」が図られたことにより、各都道府県教育委員会が特に必要と認めた場合には、特例的に、国の標準(四十人)を下回る基準を定めることが可能となりました。

来年度からこの「かがやき三〇プラン」が実施されますと、これまで進めてまいりました、小学校一・二年生のアクティブクラスの推進などの少人数教育をさらに発展させた、三十人学級編成を含めた新たな少人数教育により、先生と生徒とのコミュニケーションが深まるとともに、丁寧な授業が展開され、確かな学力の育成と個性や創造性を活かす教育の充実が図られるものと、大いに期待するもので

あります。

ご質問の三十人学級と新アクティブクラスのどちらかを選択するか、また、三十人学級を選択した場合の教室の確保は大丈夫かとのご質問であります。本市では、来年度三十人学級に該当する小学校は、一校が見込まれており、今後、当該小学校と十分な協議を行う中で、その意向を県教育委員会に伝えていきたいと考えております。

なお、該当小学校へ三十人学級を選択した場合、普通教室の確保は可能となっております。

次に、学校評議員制度の進捗状況ですが、これは学校運営に関し、保護者、地域住民等の意向を把握・反映し、及びその協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たし、もって地域と連携した、開かれた学校づくりを推進するための制度であり、本年四月に「都留市立小・中学校評議員設置要綱」を施行し、その導入を図ってきたところであります。

おかげをもちまして、この制度の趣旨が理解され、現在、小学校六校、中学校一校の計七校に三十五人の評議員が設置されました。今後、年度内に残り四校の小中学校に導入できるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

この学校評議員の設置により、学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図ることが可能となるようより一層地域に開かれた学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、文部科学省では、来年度から、学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て「子どもの居場所」をつくり、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、学校、家庭、地域が一体となって取り組む「子どもの居場所づくり新プラン」を発表いたしました。

このプランは、全国一万四千校の学校を活用して、三カ年計画で、緊急且つ計画的に子どもたちの居場所を用意する「地域子ども推進事業」や子育て学習の全国展開による学習機会の充実及び相談体制の整備を図り、地域の人たちの思いやりや行動力、協働性、前向きに生きていく力など心の豊かさを育むための事業であります。

ご質問の事業内容四項目につきましては、まだ、具体的な内容が示されておりませんが、取り組みについてご提示できませんが、今後、学校、家庭、地域及び関係機関と協議する中で、積極的に対応をしてまいりたいと考えており

ます。

次に、連絡協議会設置についてであります。所信でも述べたとおり、この度、三中学校間の連絡をより緊密に行い、生徒指導の方針等について研究を深めるために「中学校生徒指導者連絡会」を設置し、また、新たに、児童生徒の指導充実を図るため、「小中学校児童生徒指導者連絡会」を開催し、子どもたちが物事の善悪や正邪を自らの良心や社会の規範に照らし判断し、行動できる力を培うための道徳教育などの推進に市内全小中学校で取り組んでまいりたいと考えております。

子どもたちが、確かな学力を持ち、豊かな心を育み、生きる力を身に付けるためには、学校、家庭、地域社会が、より連絡を緊密にし、一体となつて取り組んでいかなければなりません。議員各位のさらなるご理解・ご協力をお願い申し上げます。

パブリック・コメント制度について

問

市民生活に広く影響する市の基本的な施策などの策定にあたり、その施策等の趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表し、意見を求め、市の考え方を公表する一連の手続きをパブリック

ク・コメント制度といえます。

先日、山梨学院大学において開催されました公開シンポジウム「まちづくりの新たな潮流」に参加してまいりました。

パネリストのひとりに、安田養次郎前三鷹市長がおりました。安田前市長は、「市民満足度を的確に把握し、市民の声を市政に反映させる総合的な公聴・相談システムを構築するとともに、市民、NPO、事業者等の協働によるまちづくりを積極的に推進し、社会の変化や市民の価値観の多様化に適切に対応することが重要視されてきた。」と語っております。

パブリック・コメント制度は、まさに市民の方々が積極的に、行政に関われる素晴らしい制度であります。

本市もホームページや広報において、パブリック・コメント制度としてユニバーサルデザインについて、市民に意見を求めておりましたが応募状況をお聞かせ下さい。

答

この制度は、市の施策等の意志決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を促進し、市民との協働による市政を推進することを目的として、県下市町村では最初となる「都留市パブリック・コメント制度実施要綱」を制定し、本年十月二十九日

より施行いたしました。

その対象となりますのは、市政に関する基本的な計画の策定又は変更、市政の基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃、市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とし、金銭徴収に関するものを除く条例の制定又は改廃、公共施設等の基本的な計画の策定又は変更などで、実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会などあります。

また、意見等を提出できるものは、市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、その他パブリック・コメント制度の対象となる事項について、意見を提出する意志を有する者としております。

本市では、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進を本年度の重点施策のひとつとして位置づけておりますが、この中で、年齢、性別、身体的能力の違いに関わらず、誰もが安全・安心で快適に生活できるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの指針づくりを行うことといたしました。本年六月四日に、職員による「都留市ユニバーサルデザイン研究会」を設置し、調査研究

を重ねてまいりましたが、この度「都留市ユニバーサルデザイン指針(案)」がまとまりましたので、市民の意見を反映した、本市にふさわしい指針とするため、パブリック・コメント制度を実施することとし、広報紙やホームページのほか、情報公開窓口、各地域コミュニティセンターなどにおいて公表し、意見の募集を行いました。期限内に一件も意見が寄せられませんでした。

本制度は、市民の市政への参画の機会を促進するための有効な手法だと考えており、今後、制度のPRに努め積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

歩いて喜らせる

まちづくりについて

問

本市において、地域の歴史・文化・自然環境等の地域特性を生かした個性あふれるまちづくりに取り組んでいるところと察しますが、中心地をもっと活性化してほしいとの要望を多くの方々にお聞きいたします。

中心市街地は、古くからの商業、文化の機能が集結し、人々の生活や憩いの場となり市民の交流の場として、長い歴史の中で街の顔とも言うべき場所であります。その中心

市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化しております。

市単独事業ではあまりの予算がかかりすぎ、行政といったしましても、どこから何に手をつけたらよいか何年も思考錯誤されていると聞いております。この問題は、本市だけではなく、大月市、富士吉田市をはじめ、県都甲府市においてもさけては通れない課題となつております。

政府の現在進めております、地方分権に伴う財源移譲に関する三位一体改革を受け、国土交通省では平成十六年度国库補助金制度の見直しをしております。その中で、十項目の行動計画を盛り込んだ「都市再生ビジョン」を発表しました。

特に、駅周辺や全国の中心市街地を再生するための「まちづくり助成金(仮称)」を創設いたします、とありました。これまでの補助制度にとらわれない支援メニューで、地方の自主性を重んじた制度改革として注目をあびております。高齢化が進んでいる現在、中心市街地の活性化や元気を取り戻すためにも、歩いて暮らせるまちづくりを目指して頂きたいと願うものですが、取り組みをお聞かせ下さい。

答

近年、地方の時代が到来しつつある中、「まちづくり」につきましては、歴史、文化、自然環境等の地域特性を生かした個性豊かな特

色あるまちづくりが求められております。

本市におきましては、現在、都市計画マスタープランを策定中であり、市民の声をまちづくり計画の中心におき、十年、二十年後の都留市のありかたや将来像について検討を重ねているところであります。

ご質問にありました都市再生ビジョンにつきましては「大都市圏の国際競争力の向上」や「民間投資の拡大」「都市交通政策の展開」といった行動計画がもりこまれたものであり、社会資本整備審議会の意見を踏まえて本年度末までにまとめる予定とされております。

また、「まちづくり助成金」につきましては、駅周辺などの全国の中心市街地の再生を図るため、時間・エリアを限って地域の目標達成に必要なものへの助成金の充当を自治体の裁量で行うことの出来る制度で、再開発事業などが主な対象とされているものであり、本市におけるこの助成金を取り込んだの再開発は本市の規模や現況から勘案し非常に厳しい状況にあります。

ご質問の「歩いて暮らせるまちづくり」につきましては、これまで「市内まるごと博物館構想」や本年度より事業を開始し、十五年度二箇所の整備を予定しております「まちなかポケットパーク整備事業」などの諸事業に取り組んでい

るところであります。

また、国土交通省所管の補助事業であります「ウォーキングトレイル事業」につきましては「歩きたくなる城下町」をキャッチフレーズに、平成十六年度からの事業採択を指して現在申請中であり、今後とも、こうした事業の進展を図る中で、乳児から高齢者まで誰もが暮らしやすく活力に満ちた、まちづくりに努めてまいりたいと考えております。

休日窓口業務の開設について

問

近年の社会情勢のなかで、夫婦共稼ぎや、ひとり親家庭でも仕事をしている方が増加傾向にあり、何とか日曜日に市役所にいけないかとの要望を多くお聞きいたします。

確かに、本人のことですから都合をつけて平日にすればよいのではないか、と思われるますが、それでは市民サービスにならないのではないのでしょうか。甲府市においては、すでに三課二十七項目にわたって実施されております。日曜業務に携わった職員は、振替休日や平日にとっております。本市としても、休日窓口業務を取り入れていただきたいと願うものですが、お考えをお聞かせください。

答

現在、市民の皆様に対して行なっております窓口業務の主なものと致しましては、市民生活課の出生・死亡・婚姻などの受付業務の他、住民票・印鑑証明書・戸籍謄抄本等の発行業務。

税務課の、所得・納税・課税・評価・公課・資産・軽自動車納税の各種証明書の発行業務等があります。

また、東桂・宝・禾生・盛里の各地域コミュニティセンター及びいきいきプラザ都留におきましては、市民生活課と同様の発行業務を行なっているところでもあります。

このうち、出生・死亡・婚姻などの受付業務につきましては、土・日曜日及び祝祭日などの休日日は、日直の職員により受付を行なっておりますが、平成十二年一月より市民の皆様の利便性を高めるため、市民生活課の住民票・印鑑証明書及び税務課の各種証明書の発行につきまし



ては、平日電話予約により受付をし、休日日に日直まで取りに来ていただく方法で対応しております。

実施以来の利用状況につきましては、年平均で市民生活課分二十一人、税務課分二人の利用にとどまっているところであり、今後とも、この制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の休日窓口業務の開設につきましては、今後の電話予約の状況や平成十六年四月より開始される予定であります、自宅や職場のパソコンから申請が可能となる電子申請や届け出の推移、さらに職員のフレックスタイム導入の可否などと、あわせて検討してまいりたいと考えております。

支援費制度について

問

今後の福祉分野における多様な国民のニーズに対するため、社会福祉事業や措置制度等を中心になつていける現行の制度を改善するため、平成十二年度六月「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」の改正がありました。

現行制度との違いは、行政が、福祉サービスの費用を「支援費」として支給、障害者

は利用したいサービスの内容を自分で選択し、施設や事業者を選んで契約できる仕組みに改正されたことです。

このことにより、「与えられる福祉」から障害者自身が利用するサービスを選ぶ事が出来る「選択できる福祉」へ転換してまいりました。選ばれる立場の施設や事業者が、この制度の導入により常にサービスの向上を目指す事が期待できます。この制度は、市町村が主体的に責任をもって整備を進めることとなりますが、広報・告知・そして本市として数値目標を出しているのかお聞かせ下さい。

支援費は、告示により基準額が定められ、その際、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲で、市長が定める基準により算定した額とさせていただきます。

答

福祉を取巻く社会・経済環境の大きな変化に伴いまして、平成十二年六月「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が国において成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、大幅な見直しが行われたところであります。

この改正によりまして、本年四月よりスタートいたしました支援費制度は、これまで

の措置制度を改め、障害者自らがサービスを選択し、サービスの利用者としてサービスを提供する事業者とが対等の立場に立って、契約に基づきサービスを利用する仕組みとなったところであります。

ご質問の制度改正に伴います広報・告知についてですが、障害を持った方々への周知やご理解を得る事が何よりも大切であることから、対象となります身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けております千五十七名の方々全員に対し、パンフレットの配付や説明会の開催、さらに、訪問による個別調査等を実施し、周知の徹底を図ってきたところであります。

また、障害者サービスについての数値目標についてですが、本市では数値目標は定めておりませんが、現在、県において山梨県障害者長期計画「障害者プラン」を策定中であり、その計画書において東部広域圏内における通所・入所施設等を含めた数値目標が、位置付けられる予定であります。

次に、支援費額につきまして、各市町村で定めることになっており、本市におきましては、国の基準と同額を、都留市身体障害者福祉法施行細則、都留市知的障害者福祉法施行細則及び都留市児童福祉法施行細則に、それぞれ定めているところであります。

小林義孝議員

○合併協議会の

見通しについて

○文化ホールの

評価について

○桂高校ラグビー部の

優勝にあたって

○市立病院の売店の

業務委託について

合併協議会の

見通しについて

問

法定の合併協議会が立ちあげられました。しかし、新聞・テレビの報道でも一致して論じられているように、西桂町の離脱の意思は明らかです。

また、秋山村の住民説明会では、その是非はともかく上野原町との合併という方向を打ち出しているようです。いづれにしても四市町村の合併はなくなったと見てよいでしょう。残る可能性は道志村ですが、市長は相手が道志村だけとなった場合でも合併をすすめるのでしょうか。

再三にわたって取り上げている合併問題であえて繰り返すのですが、私は東部地域は

現状のままです。いった方がお互いのためだという考えです。

もともと耕地面積の少ない郡内東部はそれがそのまま地域経済の脆弱さとなつています。不況のときは真つ先にその影響を受けやすいという点で共通しています。こうしたなかでは、それぞれの自治体にその地域の知恵を集め、まちおこしをすすめると同時に、自治体間でできる協力をするという形こそ理想的だと思います。現状は都留市でいえば、ゴミ・し尿は大月市と共同で処理し、消防は道志村・秋山村と、介護認定は広域連合という形をとっています。広域行政のあり方は引き続き研究課題です。

いづれにしても合併によって特例債をカンフル的に利用しても地域経済の振興に役立つとは思えません。十五年後には合併しない場合よりも交付税は減り、借金返済が重荷になってきます。それが国の方針であることは直接市の財政運営に携わっている職員にとつてはわかりやすい話ですが、市民にはわかりにくい問題です。合併の機運が一気に高まっている背景には合併しなければやっていけないという世論が意図的にふりまかれていくという気がします。最近、途中で合併協議会から離脱する例が増えているのはそれらのことに住民が気がついてきているからではないで

しょうか。

まちおこしにうまい手はありません。地域の条件を生かして人知を集めることです。そうした地をほうような努力が、いまこそ求められているのではないのでしょうか。そのなかで、いま真剣に考えなければならぬのは青年の雇用問題です。決算討論でふれましたが、高卒者の市内への就職が大幅に減少し、この数年三十人台で推移しています。十年前の半分、十五年前の三分の一です。このままでは都留市の人口は減少に転じます。いわばこの問題は都留市の将来にかかわる頂門の一針です。市はその対策を考えているのでしょうか。

以上、合併問題の現状についての認識と都留市の将来、とりわけ青年の働く場の問題について伺います。

答

去る十一月二十八日に、第一回都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会が、都留市役所において開催され、四市町村による合併協議がスタートいたしました。

本協議会では、議会の議決や住民の意思を尊重し、四市町村の合併の是非を含め、将来構想をはじめとする新市建設計画や、合併の方式等を協議し、住民の皆様積極的に情報を開示し、選択材料を提示しながら進めてまいりたいと考えておりますが、住民アンケートの結果、市町村合併

に対する反対意見が多い西桂町や、上野原町とすでに合併協議会を設置している秋山村の動向など、今後の推移は不透明と言わざるを得ない状況であります。

したが、いまして、早急に、関係市町村の意向を確認する中、合併協議会において、今後の対応について協議していきたいと考えております。

今日、地方自治体におきましては、人々の実際の行動範囲やライフスタイルに合わせた広域的な地域振興の必要性や地方分権の推進により多様化・高度化・専門化する行政需要への対応、また、危機的な財政状況等を考察し、さらに二十一世紀の本市の未来像を展望する時、市町村合併問題はさけて通れない課題であります。

今後、市民の皆様積極的に情報を提供中、今を生きる我々が子や孫に残す、より良い地域社会の姿や新たな自治システムや組織のあり方を十分検討・論議し、早急に合併問題について結論を出していかなければならないと考えております。

次に、青年の雇用問題についてであります。山梨労働局の資料によりますと、本年九月末時点で就職を希望する郡内の高校生は、四百四十三人、求人数二百三十一人、求人倍率は〇・五二倍であり、また、本市の二校の高校におきまし

ては、就職希望者七十六人の内、十二月一日現在の内定者数は、市外も含め四十六人、内定率六〇・五%と大変厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、山梨労働局では山梨県経営者協会と連携する中、郡内地区において高校生を対象とした就職ガイダンスや面接会を開催するなど、各種就職支援事業を実施しているところであり、本市におきましても、都留市経営者連絡協議会との意見交換を行い、新規雇用につまましては、地元採用を最優先していただくよう強く要望しているところでありま

す。いづれにいたしましても、若者が長期にわたって失業状態にとどまることや、漫然とフリーター生活を送ることは、適切なキャリア形成の妨げとなり、若者自身のその後の職業人生に大きな影響を与え、適切なキャリアの形成がなされない若年者が増加することは、将来的に経済社会を担う人材の不足や失業者の増加をもたらし、経済の成長性の低下、社会保障制度の破綻や社会不安を招きかねないなど、極めて重大な問題でありますので、地域の将来を担う若者を地域で育成するという考えに立ち、今後、就職指導等に当る学校と連携を深める中、県及び関係機関・団体、また企業に積極的に働きかけを行なってまいりたいと考えております。

文化ホールの 評価について

問 十一月二十一日種吉敏子オーケストラの解散記念

コンサートが開かれました。昨年十月には種吉敏子のピアノ・ソロの公演がありました。ジャズピアノリストとして有名ですから、私も種吉敏子の名前を知っていました。ジャズの殿堂に名前が刻まれている国際的ジャズミュージシャンで常識的には都留市に来るとは考えにくいほどの人です。本人も「そういつては失礼ですが、こんな小さな町で演奏するのは初めて」といっていました。それだけで驚いたのですが、この演奏が年明けの一月と二月にNHKのBSハイビジョンとBS2で放映さ



れるといいです。もちろんその演奏は素晴らしいものでしたが、NHKの衛星放送で放映するということはこれまでにないことで、その意味は大きいといわなければなりません。それは文化ホールの音楽ホールとしての評価が定まったといえるからです。文化ホール建設にさいしては市民の中に賛否があり、議会も視察を重ね、真剣に検討しました。その議論はむだに終わらず、県の建築文化賞の受賞に続き、国の建設大臣賞を受賞しました。その上での今回の衛星放送による全国放送です。市民としては大いに誇りにしてよいのではないのでしょうか。

このことについての当局の認識を伺うとともに、この文化ホールにたいする評価を市民の共通の認識とするために、市が番組予定を広報に載せることを求めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

答 うぐいすホールは、平成八年にオープンして以来、本格的な舞台装置を備えた音楽ホールとして、利用される多くの方々に好評をいただいております。中でも音響性能は全国でも屈指の施設として、各方面より高い評価を得ております。

今回、うぐいすホールの自主事業として、十一月二十一日に開催いたしました「種吉敏子ジャズオーケストラ三十周年記念イン・ジャパン」は、



演奏を聴いた方々から感動したという声が多数寄せられており、うぐいすホールが、世界的に評価の高い種吉敏子氏が率いるジャズオーケストラによるコンサートを開催できたことは、ホールの設備の優秀さが認められたものであり、大変喜ばしいことであると考えております。

NHKの公開録画につつましては、当初、種吉敏子ジャズオーケストラ三十周年記念コンサートとして計画しておりましたが、本年九月初旬に急遽「同ビックバンドは解散する」という連絡を受けたことから、「解散コンサート」として各方面へPRしていたところ、NHK放送局からの「最後のコンサートを録画・放映したい」との申し出により実現したものであり、NHKハイビジョンで平成十六年一月二十三日、BS2で二月十一日に放映される予定となっております。

なお、放映日、時間等については、既にうぐいすホールのホームページ上でお知らせ

をしておりますが、今後は、ホール情報誌や広報一月号の「うぐいすホール催し物案内」に掲載し、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

桂高校ラグビーの 優勝にあたって

問 桂高校ラグビー部の県大会優勝は快挙でした。新聞で見る指導された先生の労

を多とし、活躍した選手と桂高校に拍手を送りたいと思います。市の広報には、このほか都留二中の野球部の全国中学生連の関東新大会での優勝、バレーボールスポーツ少年団「リベロ」の関東大会県予選優勝が掲載されています。広報の別のページでは東桂中が俳句短歌で活躍したことを知らされました。

関係者からの情報により、まずとスポーツ分野だけでなく、そのほかにもめざましい活躍がいくつもあるようです。桂高校がウエイトリフティングで全国優勝、谷村高校がバスケットボールのコンピューターグラフィック部門でグラプリ獲得、都留一中が緑の少年隊全国表彰、山梨県中学校新人大会バレー部女子優勝、同じく相撲で優勝、都留二中は全国マーチングフェスティバルで金賞受賞、通信陸上男子

団体優勝、二百メートル、百メートル、百十メートルハドルに優勝などです。社会人では東桂のママさんバレーのチームが県で優勝など、そのほかにもあげれば相当あるようです。

こうした市内の生徒や社会人の活躍を素直に喜びたい、励ましていきたいと思うのは市民の共通した心情だと思います。このことに関連して何点か伺いたいと思います。

一つは市がこうした学校や生徒の活躍を評価し、顕彰する制度を創設することです。広報に載せることは顕彰の一つの形ですが、もう少し積極的なものにできないかと思えます。

もう一つは、桂高校の花園行きのための寄付の問題です。自治会を通じて一律三千円が提起されているという話を聞きましたしたが市は承知しているでしょうか。もし事実ならこれは市民生活の困難を見ないもので、寄付行為に馴れていない人たちの勇み足といわざるを得ません。最近、預貯金のない世帯が全体の二十一パーセントに上っていることが話題になりました。都留市民の生活が全国平均を上回っているとは考えにくいなかで、こういう世帯は一律的な寄付は生活費を削って拠出せざるを得ません。もちろん、それでも桂高校ラグビー部の花園出場に生活困難な中でも

希望を見いだすという心情にあればそれはそれでよいわけですが、寄付はあくまで任意であるべきではないでしょうか。この寄付がすなおに喜びたいという気持ちに水を差す結果になるとするならば関係者の本位ではないと思います。直接市政の問題ではありませんが、市民生活にかかわる問題ですので寄付のあり方について当局の見解を伺いたいと思います。

この問題の最後は報道された都留一中の生徒の暴力事件です。市民の心配の声が高まっています。しかし、部留一中の現状についていえば、前述のようにいろいろな分野で活躍をしています。学校全体としては前向きな雰囲気なのかにあるのではないのでしょうか。教育関係の話では、本当に困難な、いわゆる荒れている状態の学校ではこうした活躍はなかなかできないといえます。もちろん学校の中であらうと外であらうと暴力が否定されなければならぬことはいまでもありませんが、この問題で教職員の意欲が萎えるということがあるとは思いません。事実関係は厳密に掌握し、真剣な検討をつうじてのりこえていくという態度が必要だと思います。当局の認識と対応を問うものです。



答

この度の桂高等学校ラグビー部の悲願であった全国大会出場は、桂高校ラグビー部のみならず、山梨県のラグビー界の新たな時代の幕開けとなりました。

これまで指導に携わってきた関係者並びに、たゆまぬ努力を傾注された選手の皆様、市民の一人として心からお祝い申し上げるとともに、深甚なる敬意を表するものであります。

ご質問のこうした市内の学校や生徒の偉業を顕彰する制度の創設についてであります。現在、市広報等の掲載や要請が有りました場合には、庁舎への垂れ幕の設置、一階ロビーでのポスター・写真等の掲示を行うなど、市民の皆様にお知らせしているところであります。

今後さらに、市民の皆様にごお知らせする方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、桂高等学校の全国大会出場のための寄付についてであります。ラグビー部は部員も多く、勝ち進んで行けば相当の経費が必要とされ、学校の予算や父兄の負担だけでは賄いきれず、同窓会や後援会、また市民に、その経費の工面をお願いせざるを得ない状況ではないかと推察しているところであります。ご指摘の自治会を通じての一律三千円の寄付につきまし

ては、市としては承知いたしております。

また、寄付はそれぞれ個人の意志により、なされるものと認識しているところでもあります。

次に、都留第一中学校の生徒による暴力事件についてであります。

市内の小中学校では、日頃から暴力行為の未然防止に鋭意努めてきたにもかかわらず、今回、このような事件が起きましたことは、極めて遺憾に思うところであります。

事件後、この事を重大に受け止め、市教育委員会から当該中学校はもとより、市内全学校に対し、暴力行為の未然防止及び再発防止に向けて、さらなる児童・生徒指導の対策強化の徹底を図るよう指示したところであります。

都留第一中学校では、議員ご指摘のとおり、本年度、体育・文化活動の多くの部門において、すばらしい活躍を見せ、輝かしい成績を修めましたことは、子どもたちの健全育成に非常に良い影響を与えたものと考えていた矢先、生徒による暴力事件が起きたことは誠に残念ではありますが、この困難を乗り越えていくため、教育委員会、教職員一丸となつて信頼回復に努め、子どもたちの健全育成がさらに図られるよう努力してまいります。

市立病院の売店の業務委託について

問

十二月になつて突然、市立病院の売店が業者委託されたこと知り、大変驚きました。これまで患者や患者の家族から病院や医師、看護師についての批判は時々ありましたが、売店についての批判はとくに聞いたことがなかったからです。

直営から委託に切り変えた理由は何でしょうか。普通に考えれば、間に業者を入れれば業者に儲けを与えてやるだけのことです。病院にとって得はないはずですが。病院の収入を減らさないためには、業者が①売り上げを伸ばすか、②人件費を削るかしかありません。しかし、病院内の売店は病院に来る人の需要を満たせばよいのであつて、それ以上に業績をあげる必要はありません。

委託にした理由と合わせて、どういう業者に委託したのか、またこれまで商品を納入してきた業者との関係や働いている人の労働条件の変更などについて明らかにするよう求めます。

答

都留市立病院の売店は、平成二年四月の病院開院に伴い、営業を始め、十四年目を迎えております。その間、患者からの要望を

取り入れながら小規模ではあります、堅実に営業を行なってきたところであります。

これまでの営業時間は、平日は午前九時から午後四時、土曜日は午前九時から午後十二時三十分とし、日曜・祝日については休業となっておりましたが、患者の要望により本年六月一日から平日については、午後七時まで営業時間の延長をしたところであります。

今までは、売店従業員による管理・運営であったものを、本年五月から商品管理の徹底を図るため、職員による商品の仕入れ、棚卸等を実施し、売店経営の充実を図ってきたところであります。

しかし、通常業務に支障をきたすことと、利用者の皆様のニーズに応える、商品の品揃え、価格の設定、日曜・祝日・年末年始の営業、また、在庫管理等について、様々な角度から検討を加えた結果、なお一層の利用者に対するサービスの向上と病院の経営の効率化を図るためには、外部委託が適当との結論に達しました。

次に、委託業者選定についてであります、専門知識とこれまでの実績を備えた、業者二社による競争見積を行ったところ、株式会社文教に決定いたしました。

この業者につきましては、山梨県内では、県立中央病院、



山梨大学付属病院、市立甲府病院、上野原町立病院、甲府石和、巨摩共立病院等の売店経営を行っており、病院を中心としたサービス業務を実施している専門業者であります。

次に、病院に今まで納入しておりました業者についてであります。

今までの業者を継続するようお願いをしたところでありますが、業者の営業努力により取引業者が決定されることから、株式会社文教の判断によるものと思われまます。

次に、病院で雇用しております職員の労働条件の質問であります、三名のアルバイト職員の労働条件につきましては、再雇用を条件とし、又、待遇についても今まで以上の採用条件で依頼いたしました。その結果、三名の雇用保険の加入、通勤手当の支給、賞与等が会社から提示され、今までの条件に改善されたものと考えております。

請願の審査結果

▼平成十五年請願第十二号（採 択）

犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書の提出を求める請願

請願者 都留市平栗一〇二一六四 中原 正彦

▼平成十五年請願第十三号（継続審査）

自衛隊のイラク派遣に反対する請願

請願者 都留市上谷六一七二四 新日本婦人の会都留支部 支部長 依田 滋子

▼平成十五年請願第十四号（採 択）

新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願

請願者 都留市平栗一〇二一六四 中原 正彦

▼平成十五年請願第十五号（継続審査）

観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書の提出を求める請願

請願者 都留市平栗一〇二一六四 中原 正彦

請願や陳情は、
早めに準備



請願書や陳情書を提示する際は次のことにご注意ください。

○ 請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は不要です。

○ 請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。（連署名も同じ）

○ 内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しく下さい。

○ 提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会（三月、六月、九月及び十二月）招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

意見書案を可決

議員提出意見書案を原案のとおり可決し、政府等関係機関に送付しました。

議員提出意見書 第十号

犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書

わが国の犯罪情勢は、平成十三年に全国で発生した刑法犯は二百七十六万五千六百十二件と戦後最高を記録し、過去十年間で約百万件の増加となつており、とりわけ刑法犯の九割近くを占める窃盗犯の増加が著しくなつている。

また、来日外国人による凶悪犯や組織的窃盗事件が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化、粗暴化が進み、ひたつたりの総検挙数に占める少年の割合は七割を超えるなど少年非行も深刻化している。

治安の維持は、国民にとつて最大の社会福祉である。もはや、犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を放置することはできません。したがって、政府は治安の回復をめざし、内閣が一体となつて左記の諸対策を速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 一、来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取り組みをさらに強めること。銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。
- 二、警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域へ重点配分するとともに、警察官OB等の活用や交通警察の一部民間化により交番・駐在所の整備充実を期すること。
- 三、警備業者等を活用し地域・パトロール等を強化したり、防犯効果の大きい地域コミュニケーション形成についての国民の意識啓発を進めると。
- 四、留置場・拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。
- 五、犯罪防止の立場から毅然たる人国管理体制を確立すること。
- 六、青少年の健全育成のための推進と合わせ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向性を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年十二月十九日

都留市議会議長 上杉 実

提出先 内閣総理大臣、国家公安委員会委員長

議員提出意見書案第十一号

新たな雇用を創出するための起業・創業環境の 早急な整備を求める意見書

長引く不況の中で、厳しい状況が続く雇用情勢を打開するために、二十一世紀型新産業を中心に新たな雇用・起業創出のための施策を優先的に継続的に断行する必要がある。

なかでも、新しい事業・産業を生み出し、経済に活力をもたらす、雇用を創出する原動力となる中小・ベンチャー企業に対しての起業・創業をしやすい社会環境の整備に向けた取り組みが急務である。新たに事業を開始しようとする個人や中小企業等に対しての幅広い支援、また中小企業者の新技術やアイデアに着目した事業活動に対する継続的支援、さらに地域雇用と直結する地域産業資源を活用した事業創出環境の整備等を図ることが不可欠である。

さらに、若年層と中高年層の雇用改善も大きな課題となる一方で、本格的な少子高齢社会の到来を目前にして、わが国の経済活力の維持・向上を図っていくためには、若年層や高齢者の雇用開拓に力を入れることはもちろん、若手・高齢者・女性起業家による新規事業の創出基盤を整備することも必要不可欠である。

しかし、一般的にベンチャー企業等は信用力や担保力が不足しがちであることに加え、近年の景気低迷により民間金融機関からの融資等も厳しさを増しているなど、中小ベンチャー企業、若手、高齢者、女性起業家の起業・経営に必要な資金調達環境は一層困難な状況となっている。したがって、民間金融機関が敬遠しがちなこれらの起業家に対し、政府系金融機関が重点的に資金調達を図るなど、政府は新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年十二月十九日

都留市議会議長 上杉 実

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
経済産業大臣

定 例 会 の 流 れ

本 会 議

開 会 議員定数の半数以上の出席が必要です。

↓

議 案 説 明 市長から議案の説明があります。

↓

委 員 会 付 託 議案、請願を委員会に付託します。

一 般 質 問 市政に対する一般質問(1日～2日間)が行われます。

常 任 委 員 会

付託された議案、請願を能率的に審査します。

本 会 議

委 員 長 報 告 各委員長が委員会審査の内容を報告します。

↓

討 論 議案について反対・賛成の意見が述べられた後、賛成か反対かを決めます。

↓

採 決

↓

閉 会 採決の結果は、市長に送付します。



政治家の寄付は禁止 有権者の寄付要求も禁止

3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。

1 政治家の寄付禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。

6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状（答礼のための自筆によるものは除く）を出すことが禁じられています。

16. 2. 1 NO.130

(21)

人事案件

固定資産評価審査 委員会委員に

相川 欣也 氏
秦 稔一 氏

十二月十九日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で相川氏、秦氏が同意されました。

○都留市中央二丁目二番二十号

相川 欣也

昭和十六年二月十九日生

○都留市鹿留二二八八番地

秦 稔一

昭和十一年一月十二日生

大旅外二恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

十二月十九日の本会議において、次の八名の方が指名推選により組合議会議員に当選されました。

○都留市朝日曾雌二二二番地

日向 金五

○都留市古川渡七八四番地

内藤 英夫

○都留市井倉四六八番地一

谷内 擴

○都留市朝日馬場三二三番地一

清水 利正

○都留市朝日馬場六一三番地

小保 正夫

○都留市川茂一七七番地

関口 正治

○都留市与繩六一八番地

鬢 櫛 忠一

○都留市四日市場一一九番地

杉本 和夫



3 常任委員会 合同研修

議会は、十一月十九日から二十一にかけて三常任委員会の合同研修を沖縄県宜野湾市・糸満市の両市を視察研修してきました。

○総務常任委員会は糸満市において、人・環境にやさしい庁舎について研修を行い、省エネ対策及び高齢者や障害者に配慮した施設づくりが行われていることに対し、大変参考になりました。

○社会常任委員会・経済建設常任委員会は二十一世紀を生きる児童・園児生徒の育成を旨として、国際化や情報化等の教育の課題等、また、情報技術による産業振興及び社会づくりについて研修しました。

この研修課題を、今後、委員会活動で積極的に勉強していきたいと思っております。



議会 日誌



十月

3日(金) ○山梨県市議会議長会

正副会長事務局長会議
(甲府市)

5日(日) ○第28回都留市消防団

員総合訓練大会

8日(水) ○神奈川県二宮町行政

視察来市

17日(金) ○南アルプス市合併記念式典出席

(南アルプス市)

20日(月) ○桂川流水利用特別委員会調査研究

(早川町)

22日(水) ○愛知県尾張旭市行政視察来市

27日(月) ○第230回山梨県市議会議長会定期総会

(甲府市)

十一月

3日(月) ○都留市文化祭式典

4日(火) ○広域行政圏協議会第52回理事会(東京都)

8日(土) ○第22回都留市社会福祉大会

社大会

十二月

18日(火) ○千葉県勝浦市行政視察来市

○都留市青少年健全育成推進大会

19日(水) ~ 21日(金)

○3常任委員会合同研修会(沖縄県宜野湾市・糸満市)

28日(金) ○市町村合併協議会第1回会議

1日(月) ○特定非営利活動法人都留市体育協会認証記念式典

2日(火) ○議会運営委員会

5日(金) ○12月定例会(開会)

11日(木) ○12月定例会(一般質問)

15日(月) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

16日(火) ○経済建設常任委員会

19日(金) ○12月定例会(閉会)

次の定例会は、
3月に開会予定です。

